

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年6月26日（令和6年（行情）諮問第735号）及び同年10月31日（同第1202号）

答申日：令和7年6月18日（令和7年度（行情）答申第103号及び同第104号）

事件名：「政府として引き続き丁寧な説明」の業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件  
「政府として引き続き丁寧な説明」の業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる173文書（以下、順に「文書1」ないし「文書173」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月8日付け閣安保第177号及び同年7月11日付け閣安保第331号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示箇所の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができ

ない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア及びイ 上記（1）ア及びイに同じ。

ウ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年3月7日付け閣安保第122号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について原処分1を行い、さらに、残りの行政文書について原処分2を行ったところ、審査請求人から、各審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

(1) 原処分1について（諮問第735号）

処分庁においては、原処分1において、文書1（以下「本件対象文書1」という。）を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁においては、法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和6年7月12日までに開示決定等することとしていることから、原処分1の時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

以上の点から、原処分1は妥当である。

(2) 原処分2について（諮問第1202号）

処分庁においては、原処分2において、文書2他171件（以下、併

せて「本件対象文書2」という。)を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を検索の上、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書以外に本件不開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分2は妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 原処分1について(諮問第735号)

ア 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2(1)のとおり本件対象文書1の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ 「不開示箇所の特定を求める。」との点については、「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2(1)のとおり本件対象文書1の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

ウ 「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。」との点については、「平成24年度(行情)答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。」旨主張している。

しかしながら、原処分1は、処分庁が法11条の規定を適用した上で行われた相当の部分に係る開示決定である。したがって、審査請求人が開示を求める文書に該当する文書については、原処分1で開

示された文書の外にないとは限らないのであって、審査請求人もそのことを承知した上で先行開示決定をすべき範囲に関して審査請求をしたものと解される。

他方で、上述したとおり、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和6年7月12日までに開示決定等することとしていることから、原処分1時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

(2) 原処分2について（諮問第1202号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨（ただし、「上記2（1）」とあるのは「上記2（2）」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。）。

ウ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2（2）のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月26日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第735号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月10日 審議（同上）
- ④ 同年10月31日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1202号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年11月21日 審議（同上）
- ⑦ 令和7年5月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第735号及び同第1202号）
- ⑧ 同年6月11日 令和6年（行情）諮問第735号及び同第1202号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求の請求文言にいう「政府として引き続き丁寧な説明」

とは、令和5年1月の国家安全保障戦略想定問答に記載された文言であり、本件開示請求は、令和4年12月に策定された国家安全保障戦略に関連して「政府として引き続き丁寧な説明」をしたもの、即ち、当該国家安全保障戦略に直接的に言及した国会答弁や記者会見想定等で作成又は取得した文書の開示を求めているものと解した。

イ 本件請求文言に該当する文書は、国会答弁資料及び官房長官会見発言要領であり、そのうちの相当の部分として本件対象文書1を特定し、その一部を不開示とする先行開示決定（原処分1）を行い、その後、残りの行政文書として本件対象文書2を特定し、その一部を不開示とする原処分2を行った。

ウ 本件各審査請求を受け、処分庁において執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された資料等を確認したところ、上記(1)ア及びイの経緯で本件対象文書を特定し、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。また、上記(1)ウの探索等に問題があるとも認められない。

したがって、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の開示実施文書を確認したところ、文書93の1枚目、文書157の1枚目、文書164の1枚目、文書165の1枚目及び文書168の1枚目のマスキング

されている部分は、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分（開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

(ア) 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

(イ) 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記(ア)の諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

「政府として引き続き丁寧な説明」（「国家安全保障戦略想定問答」61頁）の業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。ただし、ホームページに掲載されたものを除く。

### 2 本件対象文書

#### (1) 本件対象文書 1

文書 1 国会答弁資料（令和5年1月24日） 参・本会議 吉良よし  
子議員 対総理問 1

#### (2) 本件対象文書 2

文書 2 国会答弁資料（令和5年1月25日） 衆・本会議 泉健太議  
員 対総理問 1

文書 3 国会答弁資料（令和5年1月25日） 衆・本会議 泉健太議  
員 対総理問 5

文書 4 国会答弁資料（令和5年1月25日） 衆・本会議 茂木敏充  
議員 対総理問 3

文書 5 国会答弁資料（令和5年1月26日） 参・本会議 山本順三  
議員 対総理問 2

文書 6 国会答弁資料（令和5年1月26日） 参・本会議 水岡俊一  
議員 対総理問 4

文書 7 国会答弁資料（令和5年1月26日） 衆・本会議 志位和夫  
議員 対総理問 7

文書 8 国会答弁資料（令和5年1月26日） 衆・本会議 石井啓一  
議員 対総理問 16

文書 9 国会答弁資料（令和5年1月27日） 参・本会議 小池晃議  
員 対総理問 8

文書 10 国会答弁資料（令和5年1月27日） 参・本会議 小池晃  
議員 対総理問 19

文書 11 国会答弁資料（令和5年1月27日） 参・本会議 大塚耕  
平議員 対総理問 2

文書 12 国会答弁資料（令和5年1月30日） 衆・予算委 岡田克  
也議員 対総理問 12

文書 13 国会答弁資料（令和5年1月30日） 衆・予算委 岡田克  
也議員 対総理問 16

文書 14 国会答弁資料（令和5年1月30日） 衆・予算委 萩生田  
光一議員 対総理問 5

文書 15 国会答弁資料（令和5年1月30日） 衆・予算委 萩生田

	光一議員 対長官問 1		
文書 1 6	国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 0 日） 一議員 対総理問 1	衆・予算委	濱地雅
文書 1 7	国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 1 日） 一郎議員 対総理問 4	衆・予算委	玄葉光
文書 1 8	国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 1 日） 一郎議員 対総理問 5	衆・予算委	玄葉光
文書 1 9	国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 1 日） 夫議員 対総理問 1	衆・予算委	志位和
文書 2 0	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 1 日） 員 対総理問 1	衆・予算委	阿部司議
文書 2 1	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 1 日） 員 対長官問 1	衆・予算委	平将明議
文書 2 2	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 8 日） 議員 対総理問 5	衆・予算委	野田佳彦
文書 2 3	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 8 日） 郎議員 対総理問 1	衆・予算委	大野敬太
文書 2 4	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 8 日） 郎議員 対長官問 1	衆・予算委	大野敬太
文書 2 5	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 1 0 日） 議員 対長官問 5	衆・内閣委	太栄志
文書 2 6	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 1 5 日） 男議員 対総理問 8	衆・予算委	枝野幸
文書 2 7	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 1 5 日） 太郎議員 対総理問 3	衆・予算委	緒方林
文書 2 8	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 士議員 対総理問 1	衆・予算委	青柳仁
文書 2 9	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 議員 対総理問 1	衆・予算委	泉健太
文書 3 0	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 宏議員 対大臣問	衆・予算委	中山展
文書 3 1	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 亨議員 対総理問 1	衆・予算委	福島伸
文書 3 2	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 亨議員 対総理問 2	衆・予算委	福島伸
文書 3 3	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日） 亨議員 対総理問 3	衆・予算委	福島伸
文書 3 4	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日）	衆・予算委	本庄知

	史議員 対総理問 7		
文書 3 5	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 7 日） 議員 対総理問 5	衆・予算委	長妻昭
文書 3 6	国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 8 日） 議員 対総理問 2	衆・予算委	宮本徹
文書 3 7	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 2	参・予算委	丸川珠代
文書 3 8	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 2	参・予算委	杉尾秀哉
文書 3 9	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 3	参・予算委	杉尾秀哉
文書 4 0	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 6	参・予算委	杉尾秀哉
文書 4 1	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 8	参・予算委	杉尾秀哉
文書 4 2	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対総理問 6	参・予算委	辻元清美
文書 4 3	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日） 議員 対長官問 1	参・予算委	辻元清美
文書 4 4	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 6 日） 議員 対総理問 7	参・予算委	佐藤正久
文書 4 5	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 6 日） 議員 対総理問 4	参・予算委	山本香苗
文書 4 6	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 6 日） 議員 対総理問 5	参・予算委	石橋通宏
文書 4 7	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対政府参考人問（経済安保）	参・内閣委	三浦信祐
文書 4 8	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対政府参考人問（研究開発）	参・内閣委	三浦信祐
文書 4 9	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対政府参考人問 4	参・内閣委	水野素子
文書 5 0	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対長官問 1	参・内閣委	水野素子
文書 5 1	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対長官問 2	参・内閣委	水野素子
文書 5 2	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日） 議員 対長官問 3	参・内閣委	水野素子
文書 5 3	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日）	参・内閣委	水野素子

	議員 対長官問 4		
文書 5 4	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日）	参・内閣委	水野素子
	議員 対長官問 5		
文書 5 5	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 3 日）	参・予算委	高木か おり
	議員 対大臣問 1		
文書 5 6	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 7 日）	参・内閣委	三浦信 祐
	議員 対政府参考人問		
文書 5 7	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 4 日）	参・予算委	井上哲 士
	議員 対総理問 2		
文書 5 8	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 7 日）	参・本会議	山添拓 議員
	議員 対総理問 5		
文書 5 9	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 7 日）	参・本会議	山添拓 議員
	議員 対総理問 8		
文書 6 0	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 7 日）	参・予算委	石橋通 宏
	議員 対総理問 5		
文書 6 1	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	杉尾秀 哉
	議員 対総理問 5		
文書 6 2	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	大塚君 対総理問 5
文書 6 3	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	大塚君 対長官問 1
文書 6 4	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	辻元君 対総理問 5
文書 6 5	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	辻元君 対総理問 6
文書 6 6	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 2 8 日）	参・予算委	辻元君 対長官問 1
文書 6 7	国会答弁資料（令和 5 年 3 月 3 0 日）	参・外防委	小西君 対政府参考人問 1
文書 6 8	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 3 日）	参・決算委	柴田君 対長官問 5
文書 6 9	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 4 日）	衆・本会議	三木君 対総理問 5
文書 7 0	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 4 日）	衆・本会議	三木君 対総理問 7
文書 7 1	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 4 日）	衆・本会議	篠原君 対総理問 1
文書 7 2	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 4 日）	衆・本会議	篠原君

	対総理問 2		
文書 7 3	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	篠原君
	対総理問 3		
文書 7 4	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	篠原君
	対総理問 4		
文書 7 5	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	小泉君
	対総理問 2		
文書 7 6	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	赤嶺君
	対総理問 1		
文書 7 7	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	前原君
	対総理問 1		
文書 7 8	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	前原君
	対総理問 2		
文書 7 9	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	前原君
	対総理問 6		
文書 8 0	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	濱地君
	対総理問 1		
文書 8 1	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 4 日)	衆・本会議	濱地君
	対総理問 4		
文書 8 2	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 7 日)	参・ODA 沖北特委	
	田島君 対政府参考人問 1		
文書 8 3	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 7 日)	参・本会議	柴田君
	対総理問 4		
文書 8 4	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 7 日)	参・本会議	水野君
	対総理問 9		
文書 8 5	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 7 日)	衆・本会議	渡辺君
	対長官問 2		
文書 8 6	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 0 日)	参・決算委	柴田君
	対政府参考人問 1		
文書 8 7	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 0 日)	参・決算委	柴田君
	対長官問 1		
文書 8 8	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 1 日)	参・外防委	佐藤君
	対副長官問 1		
文書 8 9	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 1 日)	参・内閣委	水野君
	対副長官問 1		
文書 9 0	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 1 日)	参・内閣委	水野君
	対副長官問 2		
文書 9 1	国会答弁資料 (令和 5 年 4 月 1 3 日)	参・外防委	羽田君

	対政府参考人問 3		
文書 9 2	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 1 3 日） 対政府参考人問 4	参・外防委	羽田君
文書 9 3	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 1 3 日） 対政府参考人問	衆・安保委	大塚君
文書 9 4	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 1 日） 対政府参考人問 1	衆・安保委	宮澤君
文書 9 5	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 5 日） 対政府参考人問	衆・財金委	福田君
文書 9 6	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 対総理問 1	参・本会議	山下君
文書 9 7	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 対総理問 1	参・本会議	金子君
文書 9 8	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 対総理問 2	参・本会議	金子君
文書 9 9	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 対総理問 3	参・本会議	山下君
文書 1 0 0	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 君 対総理問 6	参・本会議	山下君
文書 1 0 1	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 君 対総理問 1	参・本会議	石川君
文書 1 0 2	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 君 対総理問 6	参・本会議	石川君
文書 1 0 3	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 君 対総理問 1	参・本会議	堀井君
文書 1 0 4	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 君 対総理問 3	参・本会議	堀井君
文書 1 0 5	国会答弁資料（令和 5 年 4 月 2 6 日） 審査 篠原君 対政府参考人問	衆・財金安保連合	
文書 1 0 6	国会答弁資料（令和 5 年 5 月 9 日） 対政府参考人問 1	参・外防委	羽田君
文書 1 0 7	国会答弁資料（令和 5 年 5 月 9 日） 対政府参考人問 1	参・外防委	平木君
文書 1 0 8	国会答弁資料（令和 5 年 5 月 1 0 日） 君 対政府参考人問	衆・外務委	鈴木君
文書 1 0 9	国会答弁資料（令和 5 年 5 月 2 4 日） 君 対総理問 2	参・本会議	大塚君
文書 1 1 0	国会答弁資料（令和 5 年 5 月 2 4 日）	衆・予算委	馬場

君 対総理問 4  
 文書 1 1 1 国会答弁資料（令和 5 年 5 月 2 6 日） 参・本会議 金子  
 君 対長官問 2  
 文書 1 1 2 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 1 日） 参・外防委 佐藤君  
 対政府参考人問  
 文書 1 1 3 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 6 日） 参・外防委 小西君  
 対政府参考人問 1  
 文書 1 1 4 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 8 日） 参・財金委 神谷君  
 対総理問 1  
 文書 1 1 5 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 8 日） 参・財金委 堂込君  
 対総理問 4  
 文書 1 1 6 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 1 2 日） 参・決算委 猪瀬  
 君 対総理問 1  
 文書 1 1 7 国会答弁資料（令和 5 年 1 0 月 2 4 日） 衆・本会議 稲  
 田君 対総理問 1 0  
 文書 1 1 8 国会答弁資料（令和 5 年 1 0 月 2 4 日） 衆・本会議 泉  
 君 対総理問 2 4  
 文書 1 1 9 国会答弁資料（令和 5 年 1 0 月 2 7 日） 衆・予算委 萩  
 生田君 対政府参考人問 1  
 文書 1 2 0 国会答弁資料（令和 5 年 1 0 月 2 7 日） 衆・予算委 萩  
 生田君 対総理問 7  
 文書 1 2 1 国会答弁資料（令和 5 年 1 0 月 2 7 日） 衆・予算委 萩  
 生田君 対長官問 1  
 文書 1 2 2 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 日） 参・予算委 山添  
 君 対総理問 9  
 文書 1 2 3 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 日） 参・予算委 山添  
 君 対総理問 1 0  
 文書 1 2 4 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 日） 参・予算委 山添  
 君 対長官問 1  
 文書 1 2 5 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 日） 参・予算委 山添  
 君 対長官問 2  
 文書 1 2 6 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 0 日） 衆・安保委 赤  
 嶺君 対政府参考人問  
 文書 1 2 7 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 0 日） 衆・安保委 赤  
 嶺君 対副長官問 1  
 文書 1 2 8 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 0 日） 衆・安保委 赤  
 嶺君 対副長官問 2  
 文書 1 2 9 国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 0 日） 衆・安保委 赤

	嶺君 対副長官問 3		
文書 1 3 0	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 4 日） 添君 対政府参考人問 1	参・外防委	山
文書 1 3 1	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 4 日） 添君 対政府参考人問 3	参・外防委	山
文書 1 3 2	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 4 日） 添君 対政府参考人問 4	参・外防委	山
文書 1 3 3	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 1 5 日） 本君 対政府参考人問	衆・文教委	宮
文書 1 3 4	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 1 日） 宮君 対政府参考人問 1	衆・予算委	若
文書 1 3 5	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 1 日） 宮君 対総理問 8	衆・予算委	若
文書 1 3 6	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 1 日） 宮君 対長官問 1	衆・予算委	若
文書 1 3 7	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 2 日） 嶺君 対官房長官問 1	衆・予算委	赤
文書 1 3 8	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 2 日） 嶺君 対総理問 5	衆・予算委	赤
文書 1 3 9	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 9 日） 島君 対政府参考人問 1	参・予算委	福
文書 1 4 0	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 9 日） 島君 対総理問 2	参・予算委	福
文書 1 4 1	国会答弁資料（令和 5 年 1 1 月 2 9 日） 島君 対長官問 1	参・予算委	福
文書 1 4 2	国会答弁資料（令和 5 年 1 2 月 7 日） 君 対政府参考人問 1	衆・安保委	田中
文書 1 4 3	国会答弁資料（令和 5 年 1 2 月 1 1 日） 赤嶺君 対政府参考人問 3	衆・沖北特委	
文書 1 4 4	国会答弁資料（令和 6 年 2 月 2 日） 対総理問 1 2	参・本会議	田村君
文書 1 4 5	国会答弁資料（令和 6 年 2 月 5 日） 対総理問 2	衆・予算委	長島君
文書 1 4 6	国会答弁資料（令和 6 年 2 月 6 日） 対官房長官想定問 1	衆・予算委	前原君
文書 1 4 7	国会答弁資料（令和 6 年 2 月 6 日） 対総理想定問 1 4	衆・予算委	前原君
文書 1 4 8	官房長官会見発言要領（令和 5 年 1 月 2 0 日）		

- 文書149 官房長官会見発言要領（令和5年3月24日）
- 文書150 官房長官会見発言要領（令和5年3月29日）
- 文書151 官房長官会見発言要領（令和5年4月14日）
- 文書152 官房長官会見発言要領（令和5年7月5日）
- 文書153 官房長官会見発言要領（令和5年7月25日）
- 文書154 官房長官会見発言要領（令和5年8月10日）
- 文書155 官房長官会見発言要領（令和5年8月24日）
- 文書156 官房長官会見発言要領（令和5年8月25日）
- 文書157 総理会見発言要領（令和5年9月12日）
- 文書158 官房長官会見発言要領（令和5年9月19日）
- 文書159 官房長官会見発言要領（令和5年9月29日）
- 文書160 官房長官会見発言要領（令和5年11月7日）
- 文書161 官房長官会見発言要領（令和5年11月10日）
- 文書162 官房長官会見発言要領（令和5年11月11日）
- 文書163 官房長官会見発言要領（令和5年11月27日）
- 文書164 官房長官会見発言要領（令和5年12月14日）
- 文書165 官房長官会見発言要領（令和5年12月15日）
- 文書166 官房長官会見発言要領（令和5年12月19日）
- 文書167 官房長官会見発言要領（令和5年12月22日）
- 文書168 官房長官会見発言要領（令和6年2月5日）
- 文書169 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告（令和五年四月四日 衆議院本会議）
- 文書170 衆議院安全保障委員会における林外務大臣発言「国家安全保障戦略」に関する報告について（令和五年四月十三日）
- 文書171 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告（参議院本会議）
- 文書172 参議院外交防衛委員会における林外務大臣発言「国家安全保障戦略」に関する報告について（令和五年五月九日）
- 文書173 国会安全保障戦略想定問答（令和5年1月）

別表（本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	3 枚目の一部	職員の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2	4 枚目の一部	
	文書 3		
	文書 4	5 枚目及び 6 枚目の一部	
	文書 5	3 枚目の一部	
	文書 6	5 枚目の一部	
	文書 7	3 枚目の一部	
	文書 8		
	文書 9	4 枚目の一部	
	文書 1 0	8 枚目の一部	
	文書 1 1	5 枚目の一部	
	文書 1 2	4 枚目の一部	
	文書 1 3	3 枚目の一部	
	文書 1 4	5 枚目の一部	
	文書 1 5		
	文書 1 6	6 枚目の一部	
	文書 1 7	5 枚目の一部	
	文書 1 8	4 枚目の一部	
	文書 1 9	6 枚目の一部	
	文書 2 0	5 枚目の一部	
	文書 2 1	1 1 枚目の一部	
	文書 2 2	8 枚目の一部	
	文書 2 3	4 枚目の一部	
	文書 2 4		
	文書 2 5		
	文書 2 6		
	文書 2 7		
	文書 2 8	6 枚目の一部	
	文書 2 9	1 1 枚目及び 1 2 枚目の一部	
	文書 3 0	2 枚目の一部	
	文書 3 1	5 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目の一部	
	文書 3 3	3 枚目の一部	
	文書 3 4	6 枚目の一部	

文書 3 5	5 枚目の一部
文書 3 6	4 枚目の一部
文書 3 7	
文書 3 8	
文書 3 9	
文書 4 0	
文書 4 1	
文書 4 2	4 枚目の一部
文書 4 3	
文書 4 4	
文書 4 5	
文書 4 6	
文書 4 7	1 枚目の一部
文書 5 0	3 枚目の一部
文書 5 1	4 枚目の一部
文書 5 2	
文書 5 3	5 枚目の一部
文書 5 4	1 枚目の一部
文書 5 5	3 枚目の一部
文書 5 6	6 枚目の一部
文書 5 7	4 枚目の一部
文書 5 8	5 枚目の一部
文書 5 9	3 枚目の一部
文書 6 0	
文書 6 1	4 枚目の一部
文書 6 2	6 枚目の一部
文書 6 3	5 枚目の一部
文書 6 4	
文書 6 5	4 枚目の一部
文書 6 6	
文書 6 9	3 枚目の一部
文書 7 0	5 枚目の一部
文書 7 1	4 枚目の一部
文書 7 2	
文書 7 3	5 枚目の一部
文書 7 4	4 枚目の一部
文書 7 5	

文書 7 6	
文書 7 7	3 枚目の一部
文書 7 8	5 枚目及び 6 枚目の一部
文書 7 9	4 枚目の一部
文書 8 0	
文書 8 1	3 枚目の一部
文書 8 3	
文書 8 4	4 枚目の一部
文書 8 5	2 枚目の一部
文書 8 7	4 枚目の一部
文書 8 8	
文書 8 9	5 枚目の一部
文書 9 0	7 枚目の一部
文書 9 1	8 枚目の一部
文書 9 4	3 枚目の一部
文書 9 6	
文書 9 7	
文書 9 8	5 枚目の一部
文書 9 9	3 枚目の一部
文書 1 0 0	5 枚目の一部
文書 1 0 1	
文書 1 0 2	3 枚目及び 4 枚目の一部
文書 1 0 3	5 枚目の一部
文書 1 0 4	3 枚目の一部
文書 1 0 6	9 枚目の一部
文書 1 0 8	1 枚目の一部
文書 1 0 9	7 枚目の一部
文書 1 1 0	3 枚目の一部
文書 1 1 1	2 枚目の一部
文書 1 1 2	6 枚目の一部
文書 1 1 4	3 枚目の一部
文書 1 1 5	4 枚目の一部
文書 1 1 6	7 枚目の一部
文書 1 1 7	4 枚目の一部
文書 1 1 8	
文書 1 1 9	5 枚目の一部
文書 1 2 0	6 枚目の一部

	文書 1 2 1	5 枚目の一部	
	文書 1 2 2	4 枚目の一部	
	文書 1 2 3	6 枚目の一部	
	文書 1 2 4	2 枚目の一部	
	文書 1 2 5	4 枚目の一部	
	文書 1 2 7	3 枚目の一部	
	文書 1 2 8		
	文書 1 2 9		
	文書 1 3 3	6 枚目の一部	
	文書 1 3 4	4 枚目の一部	
	文書 1 3 5		
	文書 1 3 6		
	文書 1 3 7	7 枚目の一部	
	文書 1 3 8	5 枚目の一部	
	文書 1 3 9	7 枚目の一部	
	文書 1 4 0	5 枚目の一部	
	文書 1 4 1	7 枚目の一部	
	文書 1 4 4	2 枚目の一部	
	文書 1 4 5	6 枚目の一部	
	文書 1 4 6	5 枚目の一部	
	文書 1 4 7	6 枚目の一部	
	文書 6 8	2 枚目の一部	職員の携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
2	文書 6	1 枚目の一部	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載
	文書 1 4	1 枚目及び 5 枚目の一部	

文書15	1枚目の一部	<p>されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上のことから法5条1号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
文書17	1枚目及び5枚目の一部	
文書20		
文書21	1枚目の一部	
文書26	1枚目及び4枚目の一部	
文書27		
文書28	1枚目及び6枚目の一部	
文書29	1枚目及び11枚目の一部	
文書30	1枚目の一部	
文書31	1枚目及び5枚目の一部	
文書32	1枚目及び4枚目の一部	
文書33	1枚目及び3枚目の一部	
文書44	1枚目及び4枚目の一部	
文書45		
文書52	1枚目の一部	
文書55		
文書61	1枚目及び4枚目の一部	
文書89	1枚目の一部	
文書90		
文書94		
文書116	1枚目及び7枚目の一部	
文書146	1枚目の一部	
文書147		

※当審査会事務局で整理した。